

光市都市再生推進協議会 について

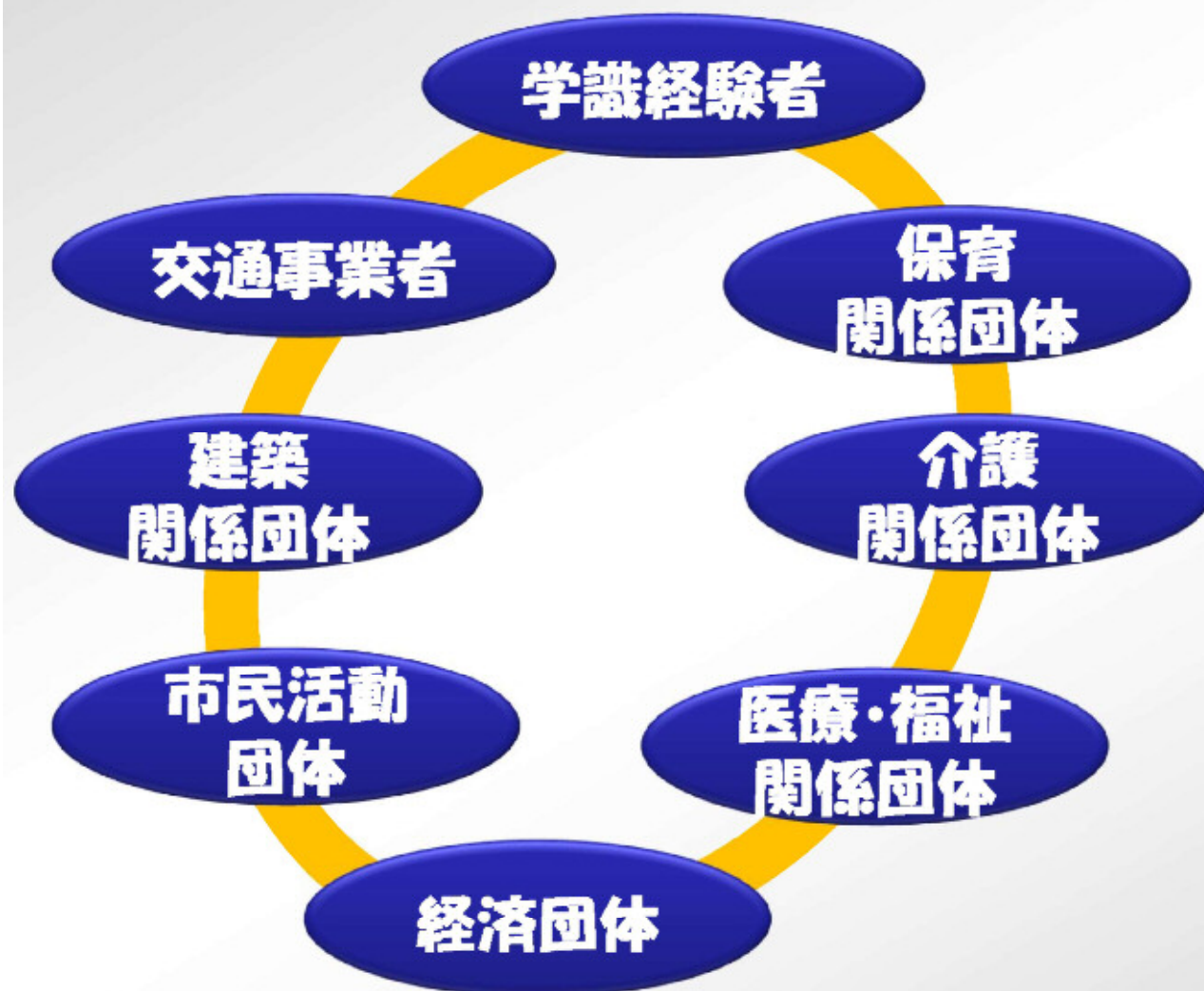
《《設置要綱第1条(抜粋)》》

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)
第81条第1項に規定する

住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)及びその実施に関し必要な協議を行うため、

光市都市再生推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

▼ 委員



▼ オブザーバー



▼ 会議開催予定

	日程
第1回	平成29年8月1日
第2回	平成29年秋
第3回	平成30年春
・	
・	

※ 年に3～4回程度の開催を予定